

岩手県告示第156号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成23年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	矢巾西安庭線	紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割92番1地先から第1地割2番236地先まで
一般国道	455号	盛岡市北山二丁目25番3地先から三ツ割字洞清水8番地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日